

## 「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」 の改正について

### 1 概要

県知事と保健所設置市の市長との役割分担の明確化を図る必要があるとして平成31年3月14日の県医療審議会でご承認いただいた改正の方向性に基づき、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領を改正するもの。

### 2 改正項目

#### (1) 決定主体の修正（第3条関係）

二次保健医療圏単位で考える病床に関する事項については県が取扱うものと整理されたため、県医療審議会の意見を聴いて許可を要しない診療所に該当するか否かを決定する主体を、保健所設置市の場合も各市長から神奈川県知事とする。

#### (2) 意見聴取の手続きについて（第3条関係）

平成30年2月7日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」などにより議論の在り方が整理されたため、県医療審議会への意見聴取の前に、地域医療構想調整会議での議論の後、保健医療計画推進会議にも意見を確認する。

#### (3) 指導主体の修正（第5条関係）

許可を要しない診療所に該当しないと認められる場合の病床の廃止等に係る指導主体についても、アと同様、神奈川県知事とする。

### 3 手続きの流れ

平成31年3月7日	県保健医療計画推進会議で方向性承認
平成31年3月14日	県医療審議会でも方向性承認
令和元年9月	保健所設置市と協議中
令和元年10月	要領改正（予定）

(関係法令抜粋)

○ 医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○ (参考) 医療法第7条第1項

病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

○ 医療法施行規則第1条の14第7項

法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。

- 一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
- 二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
- 三～五 （省略）